

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

喜多方市

2 構造改革特別区の名称

喜多方市小学校農業教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

喜多方市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 喜多方市の概要

本市は、福島県の北西部、会津盆地の北部に位置し、平成 18 年 1 月 4 日に 5 市町村が合併して成立した市で、行政面積 554.67 k m²、人口 55,949 人(平成 18 年 8 月末現在、住民基本台帳人口より)を有する。

自然環境に恵まれた地域でもあり、西北部には 2,000m 級の飯豊連峰、北部から東部にかけては磐梯山や雄国山などの 1,000m 級の急峻な山々が連なり、市域の中心部から南部にかけては、平坦な地形で市街地を囲むように田園地帯が広がっている。また、本市の南端には阿賀川が貫流し、山林地帯から発する支流を集め、下流において只見川と合流し、山間地域を蛇行しながら新潟県へと流れている。

本市の産業は、稲作を基幹作物とする農業が中心となっていたが、近年は雄大な自然、蔵や文化財、ラーメンやソバなどを資源とした観光産業が伸展してきている。また、良質な水と米をもとにした酒造業、桐材加工や漆器などの伝統的な産業も見られる地域である。

(2) 喜多方市の農業

本市の農業は、盆地特有の高温多湿な気候を生かした水稻栽培が中心であり、特に高い評価を得ている「コシヒカリ」「ひとめぼれ」など銘柄米が多く作付けされている。園芸作物については、県内有数の生産量を誇るグリーンアスパラを筆頭に、キュウリ、トマト等の促成栽培が盛んであり、転作田を活用したソバ、大豆等の栽培とそれらの加工販売等の取り組みも行われている。

しかし、全国的な傾向である農業従事者の高齢化や農家数の減少が本市でも進行しており、耕作放棄地が拡大し農地の荒廃が目立つようになってきている。

そこで、本市ではソバオーナー制度や修学旅行生を対象とした農業体験、農産物の直販などグリーンツーリズム事業による都市住民との交流、農業生産法人以外の法人の農業経営参入による遊休農地の活性化を図るアグリ特区の取り組みなど、農業振興ための施策を市の重点施策として展開している。

(3) 市立小・中学校における農業体験学習等の現状

平成 15 年度より、喜多方地区の小・中学校 13 校では、「種蒔き 管理 収穫 調理・加工・食べること」の一連の活動を実施する食農教育を教育課程に位置づけ、各校の実態や特色を生かした教育活動を実施すると共に、市食農推進委員会を設置し小・中学校への支援と関係諸機関との連携強化を図ってきた。

また、農作物の有機栽培や減農薬栽培が盛んな熱塩加納地区においては、地域住民や J A の支援を受けながら、小学校 2 校及び中学校で、有機農法による水稻栽培を教育活動として行ってきた。

このような実態を踏まえ、合併後の平成 18 年度においては、市内 22 校の小学校と 7 校の中学校において、食農教育の充実を図ると共に、食育教育や学校給食への地元農産物の導入推進など、学校教育と農業との融合を図る取組を進めてきた。

(4) 児童・生徒の農業との関わり

(児童・生徒の農業に関するアンケート結果から：平成 18 年 8 月実施)

農業が主要産業の一つとなっている本市においては、市街地の小・中学校を除いて、児童・生徒の家庭の 90%以上が、全市的には 64%が家庭菜園も含め、何らかの形で農作物を栽培している。

農作物を栽培している家庭においては、児童・生徒の 65%が「よく手伝いをする」「ときどき手伝いをする」と答えており、特に小学校低学年においては 80%前後の児童が何らかの形で手伝いをしているという結果であった。しかし、学年が進むにつれ、その割合が減少し、部活動や家庭学習等で時間の取れない中学生においては、約 40%と小学校低学年と比較して半減してしまうという結果であった。

「作物を育てるのが好きか」という設問に対しては、小学校においては「好き」「どちらかというが好き」と答えた児童は 71%おり、「どちらかというと嫌い」「嫌い」と答えた児童はわずか 7%であった。一方、中学校においては、「好き」「どちらかというが好き」と答えた生徒が 23%、「どちらかというと嫌い」「嫌い」と答えた生徒が 18%であった。

小学校 6 年生と中学校 1 年生とを比較した場合、「好き」「どちらかというが好き」が 61%から 25%に激減していることや、「どちらかというと嫌い」「嫌い」が 7%から 18%に倍増していることは、小・中学校における系統的・計画的な農業体験の実施の必要性を示唆する結果であると考えられる。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 学校教育現状

現在、児童・生徒の規範意識や社会性の希薄化、不登校の増加、自律心や学ぶ意欲の低下、生活習慣の乱れなど、21世紀を担う児童・生徒を取り巻く問題が深刻化し、社会全体に大きなかけを落としている。

そのため、学校現場においては「豊かな心の育成」「個に応じた教育」「授業の質的改善」等に取り組み、一定の成果は上げているものの、根本的な解決には至っていないのが現状である。

(2) 農業の教育的効果

農業は、「土を耕し、種をまき、いのちを育み、いのちをつなぐ」という人間にとって最も基本的な活動であり、半世紀前までは都市部を除き、全国各地で当然のこととして行われてきた営みであり、多くの子どもたちはその日常的な風景の中から様々なことを学んできた。

しかし、現在では農作物の生産現場を直接見たり係わったりする機会が少なくなったため、児童・生徒は農業から多くのことを学ぶことができなくなってしまった。

そこで、農業のもつ教育的効果をあらためて考えてみると以下のようなことがあげられる。

いのちについて学ぶ

農業活動を通して、農作物が成長していくことを実感させ、農作物が単なる食べ物ではなく、「生きるもの」であることを理解させることができる。

さらに、人間は「生きるもの」であるところの食べ物により日々のいのちをつないでいることに気づかせ、「いのちといのちの関わり合い」や「いのちの大切さ」について理解を深めさせることができるものと考えられる。

共生や思いやり、環境について学ぶ

農業活動を通して、水田や畑は作物を育てる場であると同時に、多くの生き物が生まれ生活する場であることに気づかせ、人間が様々な生き物と共に生きることの大切さを理解させることができる。

また、自分以外の様々な生き物のことを考えたり思いやったりすることを通して、様々な生き物が共に生きることの大切さを学ぶことができるものと考えられる。

ゆとりや持続性・耐性を育む

農作物を育てることはすぐに結果の出ることではなく、数ヶ月にわたって世話を続け結果が出るものである。本来教育にとって重要なことである「ゆとり」を持った取組が農業活動の中では可能であると考えられ、その中で意欲を持続させたりつらい仕事に耐えたりすることなどを通して、持続性や耐性を育てることができるものと考えられる。

想像力や判断力・実践力を育む

農業は自然が相手であり、一生懸命世話をしても天災によってその努力が踏みにじられたり、作物に良いことと考え水や肥料をやり過ぎれば場合によ

っては枯れてしまうこともある。常に、実がなる将来を予測し計画的に世話をしたり、不慮の自然現象を予測しその対策を考え実行したりすることを通して、農業に必要な知識を習得させ、想像力や判断力、実践力を育むことができるようになるものと考えられる。

(3) 地域の特色を生かした教育活動の展開

農業が主要産業の一つとなっている本市では、市街地の小・中学校を除いては保護者や地域住民の中に農業に携わる方が多く見られる。また、児童・生徒の中にも時間的な長さは異なるものの、家庭において農作業の手伝いをするなど農作物の栽培に関わっているものも少なくない。

このような環境のもと、保護者や地域住民の方々の支援を受けながら、本格的な農業活動に取り組むことは比較的容易なことであり、児童にとっても取り組みやすい活動であると考えられる。

また、開かれた学校や学校と地域との連携を具現化するためには、有効な活動であると考えられる。

以上のことから、小学校において本格的な農業活動に取り組むことにより、前述した教育課題の解決や本市の農業のよき理解者・支援者となり得る児童・生徒の育成が図られることを期待するものである。

なお、中学校においては、部活動や高校受験等を考慮して、当分の間実施を見合わせることにし、平成 21 年度に予定している事業見直しの際の検討課題とすることとした。

6 構造改革特別区域計画の目標

小学校における「農業科」においては、「なすことによって学ぶ」精神に基づき、農作業の実体験活動を重視した教育を展開する。

(1) 豊かな心の育成

児童は、好き嫌いだけで食べ物を残したり無造作に捨てたりしがちである。農業科においては、農作物は単なる食物ではなく、「いのちあるもの」であり「人のいのちをつなぐ大切なもの」であることを学習していく。その中で「いただきます」や「もったいない」など日常生活の中で使われている言葉の意味について考えさせ、人として必要な感謝の気持ちや慈しみの心を育てていく。

また、水田や畑に生きる様々な生物と関わり合うことにより、人間を含め多くの生き物が共に生きる環境とは何か、そのためにはどのようなことが必要かなど、自己中心的な考え方をしやすい児童に、様々な立場に立って考えて行動することの大切さに気づかせる契機を与えるようにする。

このように、農業活動という直接的な体験を契機に、様々な面から児童の暮らしぶりを見つめ直させ、豊かな心の育成を図っていく。

(2) 社会性の育成

農業科においては、種をまき、苗を育て、植え付けをし、水や肥料の管理、

除草、収穫、調理・加工という一連の活動を通して学習を進めていく。徐々に成長していく作物は、児童にとってかけがえのないものであり、そのいのちは児童の手に委ねられている。

このような環境のもと、児童は自分の責任を自覚し、世話をして農作物を育てていくことになる。農作物の栽培は、すぐに結果の出ることではなく、数ヶ月にわたって世話を続けることにより良い結果が出るものであり、得られる結果は、児童一人ひとりの努力がそのまま形となって現れるものである。

このように、数ヶ月にわたる農作物栽培という具体的な体験を通し、児童に責任感を持つことや努力することの必要性を徐々に気づかせ、目標に向かって取り組むことの大切さ、嫌なことや辛いことでも続けることの意味を理解させ、現代の児童に欠如しがちな社会性の育成を図っていく。

(3) 主体性の育成

より良い作物を収穫するためには、事前に栽培する作物について調べ、その栽培方法や土壌・天候等の自然について学ぶことが必要であり、栽培過程においても、その時々々の作物の様子をよく観察し、疑問点を調べたり専門家の指導を受けたりすることが必要となる。

一定の目標を設定し計画を立てて取り組み、その時々々に必要な対応策を考える過程には、今求められている主体的な学習意欲や取り組む態度が必然的に育成されるものと考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農業科の学習を通して、児童の意欲や主体性などの精神面に変化を与え、その変化により地域における学校の信頼関係が回復され、地域と学校の結びつきがより深まることが期待できると考えられる。

従来、小・中学校で行われてきた農業の体験活動の実施では、保護者や祖父母、地域の農業従事者やJA職員など、数多くのボランティアの方々の支援を受けてきた。農業科の実施においては、さらに地域のボランティアの方々との連携が必要となり、一層地域に開かれた学校を実現できるものと考えられる。

農業科の学習を通して、児童の農業に対する意識の変革を促進し、本市の農業に対する誇りを持たせると共に、将来の農業のよき理解者や支援者となり得る児童を育成することにより、農業振興に寄与することができるものと考えられる。

8 特定事業の名称

番号(802) 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 喜多方市小学校農業科委員会の設置

市教育委員会担当者及び実施校担当者、JA職員、市農業委員会事務局職員市校長会代表者等からなる「喜多方市小学校農業科委員会」を設置し、小学校農業科のあり方や指導計画等の改善を図っていく。

(2) 農業科支援員の配置

農業科を新設する小学校には、日常的に作物や実習園の管理、教員及び児童への指導援助等を行う農業科支援員を、市の経費負担により配置し、各校における農業科の学習が円滑に進められるようにする。

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

喜多方市立熱塩小学校
喜多方市立熊倉小学校
喜多方市立堂島小学校
喜多方市立松山小学校
喜多方市立上三宮小学校
喜多方市立入田付小学校
喜多方市立加納小学校
喜多方市立山都第一小学校
喜多方市立高郷小学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成19年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

喜多方市

(2) 事業が行なわれる区域

喜多方市の全域

(3) 事業の実施期間

平成19年4月1日より下記5(2)の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

(4) 事業により実施される行為や整備される施設などの詳細

喜多方市内の実施を希望する小学校において、3年生から6年生までの教育課程に「農業科」を新設する。

農業科の年間授業時数は、各学年とも45時間とし、総合的な学習の時間の移行により確保する。

また、授業時数については、毎年度農業科の学習の評価を行い、授業時数を検討していく。なお、評価内容及び評価方法については、喜多方市小学校農業科委員会を設置し、検討を行い決定するものとする。

年間指導計画については、喜多方市教育委員会小学校農業科指導要領に基づき、各学校の実態や特色を生かして各学校で作成するものとする。なお、農業科で使用するテキストについては、平成 19 年度中に喜多方市小学校農業科テキスト作成委員会が作成を完了し、平成 20 年 4 月各校に配布するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間

平成 19 年 4 月 1 日から「農業科」を新設し実施する。

また、特例措置の適用の効果を一層高め、農業科学習の充実を図るため、喜多方市小学校農業科委員会において毎年度本取組の効果の検証を行ないながら、教育課程の見直しを図っていく。

(2) 教育課程の基準によらない部分

学校教育法施行規則第 24 条 1 項で規定する教科の他に、小学校 3 年生から小学校 6 年生まで「農業科」を加える。

学校教育法施行規則第 24 条 2 項で規定する授業時数を改める。

小学校 3 年生から小学校 6 年生までの農業科の年間授業時数を 45 時間とし、総合的な学習の時間から移行する。

学校教育法施行規則第 25 条で規定する内容に加え、「農業科」の教育課程を編成する。

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

実施内容

a 農業科の設置

喜多方市内の実施を希望する小学校において、小学校 3 年生から小学校 6 年生までの教育課程に「農業科」を新設する。

農業科の授業時数は、小学校 3 年生から小学校 6 年生まで 45 時間とし、総合的な学習の時間からの移行により確保する。

b 農業科の内容

これまで、市内の小学校においては、総合的な学習の時間の中で年間 10 時間程度の農作物栽培活動に取り組んできているが、その内容は農作業の一部の体験でしかなかった。

そこで、「農業科」を新設し、週 1 時間程度農業活動に充てる時間を確保し、「土作り 種まき 植え付け 除草・肥・水の管理 収穫 加工・調理」という一連の活動を通して、農業のもつ教育的価値を活かした学習を進め、児童の「豊かな心」「社会性」「主体性」等の育成をめざすものである。

c 教育課程年間授業時数

学校教育法施行規則に定められる標準授業時数

区 分	各教科の授業時数									道徳	特別活動	総合的な学習	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

平成20年度教育課程年間授業時数

区 分	各教科の授業時数									道徳	特別活動	農 業	総合的な学習	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34			782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35			840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	45	60	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	45	60	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	45	65	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	45	65	945

農業科の目標及び内容について

a 目標

「なすことによって学ぶ」精神に基づき、農作業の実体験活動を重視した教育を展開する。

ア 農作業の実体験を通して、自然の係わり合いの複雑さについて理解し、他の生き物と共存することの大切さを理解することができるようにする。

イ 農作業の実体験を通して、食べることの意味を理解し、生命の大切さを理解できるようにする。

ウ 農業に必要な気象、土壌、生物等の基本的な知識を習得すると共に、将来を予測し、計画的に農業に取り組むことができるようにする。

b 農業科の実施の方針

ア 体験的な学習を重視し、土に親しむということを中心に農業についての学習を進めるようにする。

イ 教科指導との関連を図りながら、気象、土壌、生物等についての基本的な知識を習得できるようにする。

ウ 3・4年生では、主として農作業を中心に学習を進め、5・6年生において「健康」や「生命」いわゆる「食育」との関係について学習を進めるようにする。

エ 5・6年生では、記録をとりながら将来を予測し、計画的に農業に取り組む基礎的な力を養うことができるようにする。

オ 農業科の時間は、直接的な農作業体験の時間とし、「生命の尊重」「健康」「環境」「食物」などに関する事柄は、各教科や道徳、特別活動との関連の中で指導する。

カ 地域との連携を重視し、地域のボランティアの支援を受けながら活動に取り組む。

c 各学年の指導内容

ア 小学校3年生

1年間の農作業の活動を通して、継続して作物の世話をすることの大切さを理解できるようにする。

イ 小学校4年生

1年間の農作業を通して、土づくりや苗づくり、除草等きめ細かな作業の大切さを理解できるようにする。

ウ 小学校5年生

1年間の農作業を通して、食と健康との係わりについて学習し、食を守るための農業の大切さを理解できるようにする。

エ 小学校6年生

1年間の農作業を通して、自然界には様々な生命が息づいていることを理解すると共に、環境を守りながら自然と人間が共生することの大切さを理解できるようにする。

d 実施の方法

ア 実施希望校に「農業科」を設置し授業を行なう。

イ 栽培する作物については、児童数、実習園の面積等、各学校の実態に即して決定する。なお、水稲以外の作物については、児童一人ひとりが責任をもって栽培できるように配慮する。

エ 児童用のテキストについては、喜多方市小学校農業科テキスト作成委員会で作成したものを平成 20 年度より使用する。

ウ 教師用指導書については、当分の間農業高校で使用する教科書を活用すると共に、農業高校の教員等を講師に招いて農業研修会を年数回実施し、小校教諭等の指導力の向上を図る。

オ 実施希望校には、教員及び児童への指導援助等を行う農業科支援員を配置し、各校における農業科の学習が円滑に進められるようにする。

(4) 本計画と憲法、教育基本法、学校教育法に示す学校教育の目標との関係について

農業科の学習を通して、豊かな心の育成や社会性等を育成することは、育基本法第 1 条(教育の目標)及び同第 2 条(教育の方針)に掲げる内容を具現化するものである。

農業科の学習において、「生命の尊重」「環境」「健康」「食物」などについて農業の体験活動を通して理解を深めることは、学校教育法第 18 条の 2、同条の 6 の目標の具現化を図るものである。

教育課程の基準によらない教育課程の弾力的な対応については、学校教育法施行規則第 26 条の 2 により、小学校の農業科教育が地域の特色や特性を活かした教育に資するものとし、「総合的な学習」の一部としての学習ではなく、教科の学習として定着させ、将来にわたって「環境」や「食育」等について考える基礎的能力の育成を図るものとする。

農業科の学習において、児童一人ひとりが作物の成長にあわせて管理の仕方等を考えながら責任をもって作物を栽培することは、総合的な学習の目標である「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」等を十分達成できるものであると考えられる。

よって、本計画は憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目的を踏まえているものと考ええる。